

議 会 運 営 委 員 会 日 程

日 時 令和2年11月24日（火）

午後3時30分

場 所 第1議会委員会室

1 12月定例会の運営について

(1) 議案等とその処理について (資料 1)

○ 市長提出議案

	専決	単行	条例	予算	報告	計
初 日 提 案	—	6	10	5	—	21
追 加 提 案	—	—	—	—	—	—
計	—	6	10	5	—	21

○ 上記以外の追加案件

(12月16日提案予定)

・人権擁護委員候補者の推薦について

○ 請 願 0件 (資料 2)

(2) 一般質問について (資料 3)

(3) 請願・陳情付託一覧表について (資料 4)

(4) 会期並びに運営日割 (案) について (資料 5)

※11月30日 (月) 「本会議休憩中 総務常任委員会」、「一部委員会
報告・議決」を追加

※12月 8日 (火) 「議会運営委員会終了後 議会改革推進会議、議会
改革推進会議終了後 議会史編さん委員会」を追加

2 その他

(1) 常任委員会の報告案件 (予定) について (資料 6)

- (2) 議員全員協議会の開催について (資料 7)
1 2月18日(金) 午前10時 議会議場
市政運営の総合指針2020の改定について
- (3) 新型コロナウイルス対策に係る傍聴の取り扱いについて (資料 8)
- (4) 議会改革推進会議からの申し送りについて (資料 9)
- (5) 行政改革等特別委員会の開催について
1 1月25日(水) 午前9時30分 第1議会委員会室
- (6) 閉会中に開催する予定の諸会議について
- ①子ども文教常任委員会
令和3年1月28日(木) 午前10時30分
- ②藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会
令和3年2月 5日(金) 午前9時30分 第1議会委員会室
- (7) その他

令和2年12月藤沢市議会定例会提出議案一覧表

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 54号	<p>工事請負契約の締結について (藤沢駅東西地下通路再整備工事)</p> <p>契約の相手方 藤沢駅東西地下通路再整備工事 門倉組・ガーデンサービス共同企業体</p> <p>工事の概要 構造物撤去工事一式, 構造物補修工事一式, 内部改修工事一式, 仮設工事一式, 環境配慮工事一式, 電気設備工事一式, 機械設備工事一式</p> <p>契 約 金 額 1,078,110,000円</p> <p>工 期 議決の日着工 令和4年3月15日しゅん工予定</p>	財 務 部	即 決
議案第 55号	<p>市道の認定について</p> <p>片瀬418号線ほか8路線を認定する。</p>	道路河川部	建設経済 常任委員会 付 託
議案第 56号	<p>市道の廃止について</p> <p>片瀬411号線ほか4路線を廃止する。</p>	道路河川部	建設経済 常任委員会 付 託
議案第 57号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>管理を行わせる公の施設 藤沢市藤沢駅前広場 (サンパール広場・サンパレット広場)</p> <p>指定管理者となる団体 一般社団法人藤沢駅周辺地区エリアマネジメント</p> <p>指定の期間 2021年(令和3年)4月 1日から 2024年(令和6年)3月31日まで</p>	都市整備部	即 決
議案第 58号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>管理を行わせる公の施設 藤沢市湘南台文化センター</p> <p>指定管理者となる団体 公益財団法人藤沢市まちづくり協会・藤沢市民会館サービスセンター株式会社共同事業体</p> <p>指定の期間 2021年(令和3年)4月 1日から 2026年(令和8年)3月31日まで</p>	生涯学習部	即 決
議案第 59号	<p>指定管理者の指定について</p> <p>管理を行わせる公の施設 大道子どもの家</p> <p>指定管理者となる団体 公益財団法人藤沢市みらい創造財団</p> <p>指定の期間 2021年(令和3年)4月 1日から 2023年(令和5年)3月31日まで</p>	子ども青少年部	即 決

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 60号	藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について 国家公務員の給与改定に準じて、本市の短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する。 施行日 令和2年12月1日。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日。	総務部	総務委員会 付託 (議決は第2日)
議案第 61号	藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について 国家公務員の給与改定に準じて、本市の常勤特別職の職員の期末手当の支給割合を改定する。 施行日 令和2年12月1日。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日。	総務部	総務委員会 付託 (議決は第2日)
議案第 62号	藤沢市一般職員の給与に関する条例及び藤沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の期末手当の支給割合を改定する。 施行日 令和2年12月1日。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日。	総務部	総務委員会 付託 (議決は第2日)
議案第 63号	藤沢市手数料条例の一部改正について 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部が改正され、営業許可業種が変更されたことに伴い、許可申請に係る手数料を見直し、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定され、輸出証明書の発行等の手数料が新設されたことに伴い、当該事務に係る手数料を定める等、所要の改正をする。 施行日 令和3年6月1日。ただし、別表第5の20の表の改正規定(「19の表」を「20の表」に改める部分に限る。)及び同表を別表第5の21の表とし、別表第5の19の表の次に1表を加える改正規定は同年4月1日。	財務部	総務委員会 付託
議案第 64号	藤沢市税外収入金に関する延滞金条例及び藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について 租税特別措置法及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 令和3年1月1日	財務部	即決
議案第 65号	藤沢市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例の制定について 食品衛生法及び食品衛生法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする。 施行日 令和3年6月1日	福祉健康部	即決
議案第 66号	藤沢市公民館条例の一部改正について 新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての新しい生活様式に対応するため、公民館の使用申請手続において使用申請期間の初日に実施している抽選について電子抽選方式を導入することに伴い、所要の改正をする。 施行日 令和3年3月20日	生涯学習部	子ども文教委員会 付託

区 分	件 名 及 び 概 要	主 管	処 理
議案第 67号	<p>藤沢市スポーツ振興基金条例の一部改正について</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする市民又は市内の競技者の育成，生涯スポーツの推進，スポーツの普及啓発その他スポーツ活動の振興に向けた市民の寄付，協働等の取組に資するため，スポーツ振興基金の処分の目的を拡大する。</p> <p>施行日 公布の日</p>	生涯学習部	子ども文教 常任委員会 付 託
議案第 68号	<p>藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について</p> <p>地域住民の安全・安心を確保する観点から，消防団員の確保を含む地域防災力の充実強化を図るため，消防団員の資格を見直し，休団制度を設け，基本報酬を引き上げること等に伴い，所要の改正をする。</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>	消 防 局	総 務 常任委員会 付 託
議案第 69号	<p>藤沢市火災予防条例の一部改正について</p> <p>国が定める対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたこと等に伴い，規定の整備をする。</p> <p>施行日 令和3年4月1日</p>	消 防 局	即 決
議案第 70号	令和2年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）	財 務 部	補 正 予 算 常任委員会 付 託
議案第 71号	令和2年度藤沢市北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	都市整備部	補 正 予 算 常任委員会 付 託
議案第 72号	令和2年度藤沢市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）	福祉健康部	補 正 予 算 常任委員会 付 託
議案第 73号	令和2年度藤沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	下 水 道 部	補 正 予 算 常任委員会 付 託
議案第 74号	令和2年度藤沢市民病院事業会計補正予算（第5号）	市民病院	補 正 予 算 常任委員会 付 託

議会提出議案（請願）

令和2年12月定例会

番 号	件 名	処 理
	提 出 な し	

一般質問通告者一覧表

令和2年12月定例会

通告順	議席番号	氏名	発言方法	備考
通告1番	22番	杉原 栄子	一問一答	
通告2番	3番	山内 幹郎	一問一答	
通告3番	11番	神尾 江里	一問一答	
通告4番	36番	松下 賢一郎	一問一答	
通告5番	10番	安藤 好幸	一問一答	
通告6番	16番	北橋 節男	一問一答	
通告7番	19番	友田 宗也	一問一答	
通告8番	1番	土屋 俊則	一問一答	
通告9番	13番	清水 竜太郎	一問一答	
通告10番	15番	松長 由美絵	一問一答	
通告11番	12番	谷津 英美	一問一答	
通告12番	6番	石井 世悟	一問一答	
通告13番	29番	竹村 雅夫	一問一答	
通告14番	7番	西 智	一問一答	
通告15番	5番	原田 建	一問一答	
通告16番	18番	井上 裕介	一問一答	
通告17番	25番	平川 和美	一問一答	
通告18番	8番	桜井 直人	一問一答	
通告19番	2番	味村 耕太郎	一問一答	
通告20番	26番	東木 久代	一問一答	
通告21番	31番	堺 英明	一問一答	

請願・陳情付託一覧表（令和2年12月定例会）

建設経済常任委員会（12月1日）	
厚生環境常任委員会（12月2日）	
<p>（陳情）</p> <p>◎ 2第15号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情</p> <p>2第19号 気候非常事態宣言を発出する様、市当局に対して働きかけを求める陳情</p> <p>2第22号 野猫の給餌制限に関する陳情</p> <p>◎ 2第23号 気候非常事態宣言についての陳情</p>	
子ども文教常任委員会（12月3日）	
<p>（陳情）</p> <p>2第17号 親教育を目的とした、別居、離婚における子どもの権利保護の勉強会、周知を求める陳情</p> <p>◎ 2第18号 少人数学級を速やかに実施することを求める意見書を国に提出することを求める陳情</p> <p>2第20号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情</p> <p>2第21号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情</p>	
総務常任委員会（12月4日）	
議会運営委員会（12月8日）	
<p>（陳情）</p> <p>◎ 2第14号 藤沢市議会における陳情の審議においては、陳情書における陳情項目及び陳情理由を明示（朗読）したうえで、意見陳述または審議に入ることを求める陳情</p>	
<p>（参考） 写しを配付した陳情</p> <p>2第16号 思いやり予算の廃止を求める意見書提出を求める陳情</p>	

※ 請願者または陳情者の意見陳述を行うものは、◎（二重丸）を表示しています。

令和2年12月定例会運営日割（案） 資料 5番

月 日	曜	時 間	会 議 名	備 考
11月26日	木	9:30	議会運営委員会	議案等上程説明聴取
		10:00	本 会 議	
27日	金			休 会（議案等質疑通告正午まで）
28日	土			休 会
29日	日			休 会
30日	月	9:30	議会運営委員会	議案等質疑
		10:00	本 会 議	一部議決 委員会付託
		本会議休憩中	総務常任委員会	一部委員会報告・議決
12月 1日	火	9:30	建設経済常任委員会	
2日	水	9:30	厚生環境常任委員会	
3日	木	9:30	子ども文教常任委員会	
4日	金	9:30	総務常任委員会	
5日	土			休 会
6日	日			休 会
7日	月	9:30	補正予算常任委員会	
8日	火	9:30	議会運営委員会	
		議会運営委員会終了後	議会改革推進会議	
		議会改革推進会議終了後	議会史編さん委員会	
9日	水			休 会
10日	木	9:30	議会運営委員会	常任委員会等報告・議決
		10:00	本 会 議	一般質問
11日	金	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
12日	土			休 会
13日	日			休 会
14日	月	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
15日	火	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	
16日	水	9:30	議会運営委員会	一般質問
		10:00	本 会 議	追加議案上程説明・議決
		本会議終了後	広報広聴委員会	

会 期 11月26日～12月16日 21日間

※なお、会期中の諸会議の開催通知は、この運営日割をもってかえますのでご承知おきください。

常任委員会の報告案件（予定）

令和2年12月定例会

委員会	報 告 件 名
建設 経済	①藤沢市工場立地に関する準則を定める条例（藤沢市工場立地法準則条例）の制定及び藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正に関する素案について ②善行六丁目特定土地の原状回復について ③旧東海道藤沢宿街なみ継承地区における歴史的建築物の取得について ④藤沢市耐震改修促進計画の改定時期の変更について ⑤藤沢市空家等対策計画（素案）について ⑥村岡地区のまちづくりの取組について
厚生 環境	①「（仮称）ふじさわ障がい者プラン2026」の策定について（中間報告） ②障がい者相談支援体制の拡充について（報告） ③2025年に向けた藤沢型地域包括ケアシステムの推進について ④（仮称）藤沢市地域福祉計画2026の策定について（中間報告） ⑤（仮称）いきいき長寿プランふじさわ2023～藤沢市高齢者保健福祉計画・第8期藤沢市介護保険事業計画～の策定について（中間報告） ⑥「藤沢市民病院健全経営推進計画」の素案及び新たな診療体制の構築について
子ども 文教	①「藤沢市教育委員会の点検・評価」及び「藤沢市教育振興基本計画の進行管理」について ②藤沢市立学校施設再整備基本方針の改定について（中間報告）

総務	<ul style="list-style-type: none">①令和3年度組織改正の概要（案）について②「（仮称）ふじさわジェンダー平等プラン2030（素案）」について③藤沢市パートナーシップ宣誓制度について（報告）④朝日町駐車場の運営の見直しについて⑤藤沢市受援計画（素案）等について
----	--

令和2年11月16日

藤沢市議会議長

加藤 一様



藤沢市長

鈴木 恒夫



議員全員協議会の開催要請について

次の事案について説明したいので、議員全員協議会の開催についてお取り計らい
くださいますようお願いいたします。

件名

市政運営の総合指針2020の改定について

以上

(事務担当 企画政策部企画政策課 内線 2175)

新型コロナウイルス対策に係る傍聴の取り扱いについて

傍聴の取り扱いについては、次のとおりの対応を行う。

- ①傍聴者用に手指消毒用アルコールを設置。
- ②本会議等（議場）は、傍聴席のソーシャルディスタンス（隣の席との間隔を1 m以上）を確保し、23席までに減じたうえで傍聴を可とする。
- ③常任・特別委員会等（第1議会委員会室）は、請願・陳情の提出者（代表者）についての傍聴を可とする。その他の傍聴希望者については、議場のモニター画面に中継映像を表示し、議場の傍聴席（23席）での視聴を案内する。
- ④インターネット中継の無い会議（議会運営委員会等）は、傍聴席のソーシャルディスタンス（1 m）を確保し、5席までに減じたうえで傍聴を可とする。
- ⑤市議会ホームページ等において、感染拡大防止のための注意喚起を行い、引き続きインターネット中継の視聴を案内する。

藤沢市議会感染症対応指針（案）

令和 2年11月24日

（趣旨）

第1条 この対応指針は、藤沢市において、新型インフルエンザ感染症その他生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（以下、「感染症」という。）が発生した場合における藤沢市議会（以下、「市議会」という。）の対応について、必要な事項を定めるものとする。

（行動原則）

- 第2条 議員は、感染症予防対策の徹底を図りながら議員活動を行うものとする。
- 2 議員は、感染症の発生期において、発熱・咳・倦怠感など当該感染症に特徴的な症状がみられる場合は、自宅療養を行い、速やかに議会事務局を通じて議長に報告する。
 - 3 議員の同居家族が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、当該議員は速やかに議会事務局を通じて議長に報告するとともに、必要な期間自宅待機をする。
 - 4 議員が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じて議長に報告を行い、行動フロー図（図1）のとおり行動する。
 - 5 委員会の委員長は、前3項により感染防止のため必要と認めるときは、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）を利用した委員会を開会するものとする。

（情報の収集及び共有）

第3条 感染症発生時は、原則として、議長、副議長及び議会事務局長で構成する議会対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催し、市の感染症に関する対策本部（以下、「市対策本部」という。）から収集した状況分析等、情報を共有するとともに、次の事項について協議する。

- (1) 議員からの情報収集の確認
 - (2) 市対策本部の対応方針の確認
 - (3) 各議員への情報発信について検討
- 2 議長は、感染症対策に係る対応について、必要に応じて、各派代表者による会議等を招集する。
 - 3 議長は、必要があると認めるときは、各派代表者による会議等に構成員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 4 議員は、感染症対策に係る対応における情報の収集や発信等に当たり、貸与されたタブレット型端末を活用することとする。
- 5 感染防止のため議長が必要と認めるときは、オンラインを利用した会議を開催することができる。

(職務代理)

- 第4条 議長が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定されるなどその任に就けない場合は、副議長が職務を代理する。
- 2 議長及び副議長が感染症に罹患あるいは濃厚接触者と認定されるなどその任に就けない場合は、各派代表者による会議を開催して対応を協議する。

(対応基準)

- 第5条 市議会は感染症の発生状況等に応じ、次の各号に掲げる段階的な対応を議長の判断により行うものとする。

(1) ステージ1 <海外発生期>

感染対策

- ア 対策会議等を開催し、消毒液やマスク等感染予防のための必需品を発注し、備蓄する。(ステージ2以降も同じ。)

情報収集

- ア 議員は、国の動向を注視し、情報収集を行う。
- イ 対策会議等を開催し、議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

(2) ステージ2 <国内発生期>

情報収集

- ア 議員は、国や感染発生地動向を注視し、情報収集に努める。
- イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。
- ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

(3) ステージ3 <県内発生期>

情報収集

- ア 議員は、国や県の動向を注視し、情報収集に努める。
- イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。
- ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

提言

- ア 必要な施策等について、対策会議等を通じて協議・検討し、市あるいは国または県等に提言する。

視察

ア 不急の行政視察については、原則、延期又は中止とすることとする。（ステージ4以降も同じ。）

(4) ステージ4 <市内発生期（早期）>

情報収集

ア 議員は、居住地域等において、感染症の拡大防止等の活動に努めるとともに、緊急に必要な支援対策等の情報収集を行う。

イ 対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。

ウ 対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

エ 市に対する質問は、対策会議等において集約する。

提言

ステージ3と同じ。

(5) ステージ5 <市内発生期（感染拡大期）>

議会運営

ア 本会議及び常任委員会等（議会運営委員会を除く）の開催方法または開催予定の変更等について検討する。

情報収集

ステージ4と同じ。

提言

ステージ3と同じ。

(6) ステージ6 <小康期>

情報収集

基本的にステージ3と同じ。

ア 感染症の再発に備え、議員は、国や県の動向を注視し、情報収集に努める。

イ 感染症の再発に備え、対策会議等を開催し、市対策本部からの情報収集に努める。

ウ 感染症の再発に備え、対策会議等を開催し、市対策本部や議員から収集した状況分析等、議員間での情報共有を行う。

提言

ア 市内感染状況の分析及び復旧・復興に必要な施策等について、各常任・特別委員会等において協議・検討をする。

イ 市あるいは国または県等に対する要望等を各常任・特別委員会等でとりまとめ対策会議等を通じて議長に報告する。

ウ 議長は、各常任・特別委員会等の調査結果を市対策本部に提言する。

(その他)

第6条 議長は、その他必要と認める事項を定めることができる。

【図1 行動フロー図】

